

重 要

返還が完了する
まで大切に保存
してください。

京都産業大学貸与奨学金

返 還 の て び き

京 都 産 業 大 学

返 還 の お ぼ え

奨 学 生 番 号

□ □ □ □ □ □ □ □

学 生 証 番 号

□ □ □ □ □ □ □ □

氏 名

現 住 所

〒 _____

電 話 番 号

_____ - _____

勤 務 先

勤 務 先 住 所

〒 _____

電 話 番 号

_____ - _____

借 用 金 額

採用年度	年次	種 類	借 用 金 額
年度		貸与 ・ 特別 ・ 課外活動	, 円
年度		貸与 ・ 特別 ・ 課外活動	, 円
年度		貸与 ・ 特別 ・ 課外活動	, 円
年度		貸与 ・ 特別 ・ 課外活動	, 円
年度		貸与 ・ 特別 ・ 課外活動	, 円
合 計			, , 円

返 還 割 賦 額

_____, 円

_____, 円

最 終 割 賦 額

_____, 円

_____, 円

返 還 期 間

平成 年12月から平成 年 月まで

平成 年12月から平成 年 月まで

連 帯 保 証 人 氏 名

_____ 続柄 ()

保 証 人 氏 名

_____ 続柄 ()

— 返還が始まる皆さんへ —

京都産業大学貸与奨学金（貸与・特別貸与・大学院貸与・大学院特別貸与・課外活動奨励貸与の5種類）は、その財源を皆さんの返還金を基礎において運用しています。

したがって、約束の期日までに返還されませんと、これからの奨学生の採用に影響を及ぼすばかりか、連帯保証人及び保証人にも迷惑をかけることとなりますので、滞りなく返還するようにお願いします。

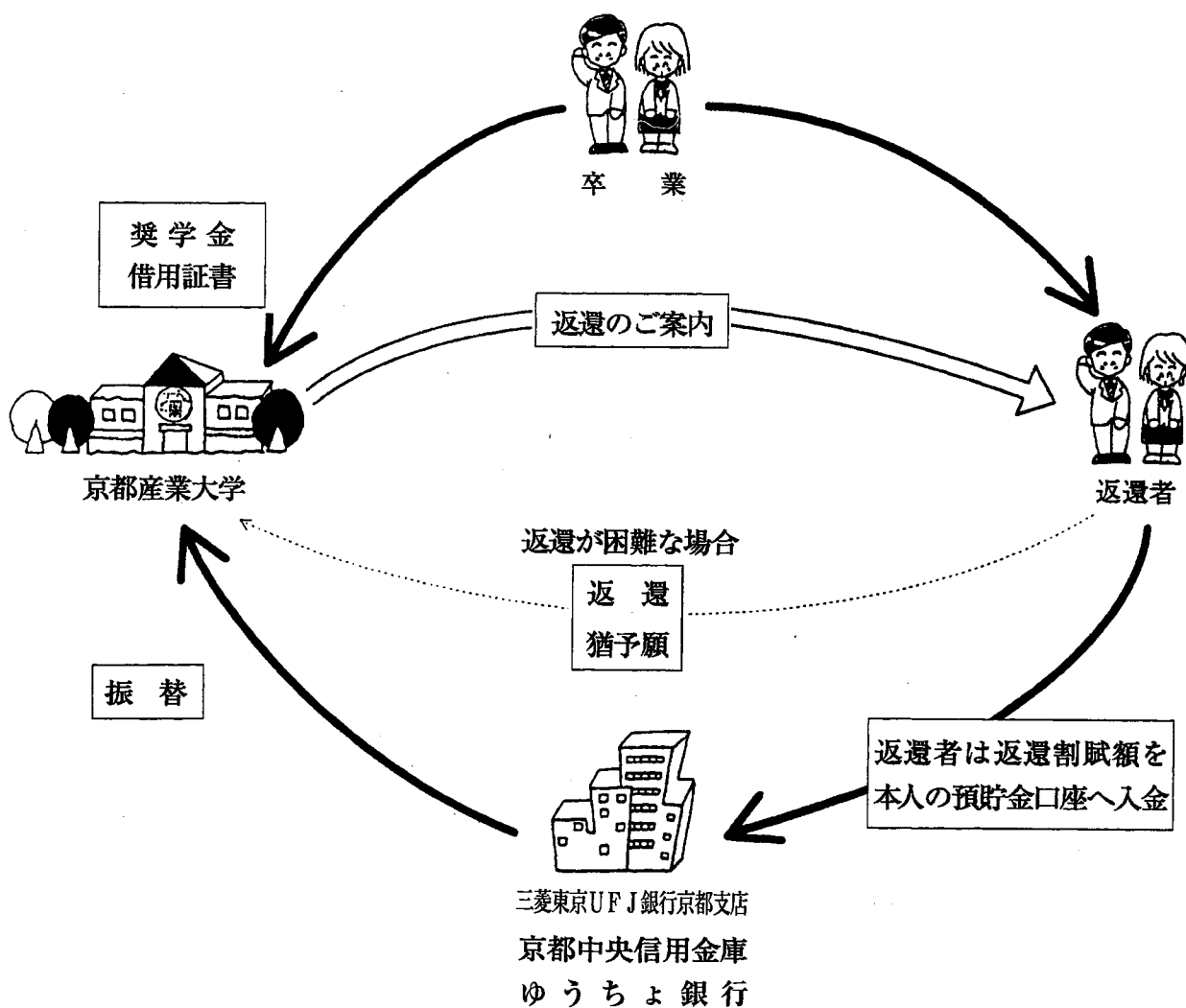
この「返還のてびき」は、本学奨学金の返還について、その手続きと要領をまとめたものです。不利な扱いを受けないためにもよく読んで、返還が完了するまで大切に保管し十分活用してください。

返還に関して不明な点があれば、学生部まで問い合わせてください。

1. 返還のしくみ

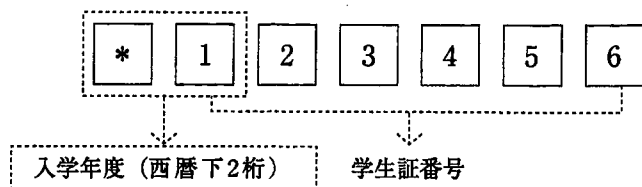
在学中に受けた奨学金は、卒業（除籍、退学等を含む）と同時に返還義務が生じます。

返還のしくみは下図のとおりとなっています。



2. 奨学生番号

奨学生番号は、奨学金の貸与を受けた奨学生を特定するための番号です。返還事務はこの奨学生番号で処理しますので、問い合わせ、届け出事項の変更、各種願出等の際には、必ず申し出てください。



3. 割賦方法

割賦方法は基本的に年賦返還となります。月賦返還を希望する場合は、「割賦方法変更願」を提出（締切：毎年11月末日）することにより変更ができます。ただし、月賦返還から年賦返還に変更すること及び、返還延滞者は変更することができません。（変更時期は毎年12月からとなります。）

4. 返還期間

返還期間は、奨学金の貸与年数を、年賦返還の場合は4倍した年数とし、最高20年以内です。また、月賦返還の場合は48倍した月数とし、最高240月以内です。

ただし、返還未済額の一部又は全額の返還が可能なきは、繰り上げて返還することができます。

5. 返還割賦額

返還割賦額は、「4. 返還期間」で説明したとおり、返還期間を合算する奨学金ごとの総額を、返還期間で除して計算した額です。ただし、年賦の額は1,000円単位、月賦の額は100円単位としますので、端数は最終割賦額に加算します。

6. 返還期日

1回目の返還期日は、卒業等により学籍が離れた日以降、直近の12月26日です。以後、年賦返還の場合は毎年12月26日、月賦返還の場合は毎月26日です。ただし、返還期日が金融機関の休業日の場合は、その休業日以降最初の営業日を返還期日とします。

7. 返還金の振込方法

奨学金は、三菱東京UFJ銀行京都支店、京都中央信用金庫の本店及び全支店、ゆうちょ銀行のいずれかの奨学生本人名義の預貯金口座から、京都産業大学の口座への自動振替で返還していただきます。返還が完納するまで、毎年12月中旬頃に「京都産業大学貸与奨学金返還のご案内」を、奨学生本人宛に郵送します。記載内容を確認のうえ、返還期日の前日までに返還割賦額を、届け出た預貯金口座に入金しておいてください。

預貯金口座は、「振替返還口座変更届」と「京都産業大学貸与奨学金返還 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を提出することにより、随時変更することができます。

注：返還が完了するまでこの預貯金口座を解約しないこと。また、残高不足とならないよう、返還期日の前日までに入金しておくこと。

8. 返還督促

- (1) 返還期日に振替ができなかったときは、奨学生本人宛に督促します。直ちに届け出ている預貯金口座に返還割賦額を入金してください。
- (2) 督促後、返還期日の翌日から起算して3か月以内に返還されないときは、連帯保証人に督促します。
- (3) 督促を重ねても返還期日の翌日から起算して5か月以内に奨学生本人又は連帯保証人から返還されないときは、保証人に請求します。

9. 延滞手数料

返還期日の翌日から起算して1年間（年賦返還の場合は翌年の返還期日の翌日、月賦返還の場合は翌年同月の返還期日の翌日）延滞したときは、滞納している割賦額に年5%の延滞手数料を徴収します。ただし、奨学金返還猶予願を提出し、返還の猶予が認められた場合は、この延滞手数料は徴収しません。

10. 長期滞納者への対応

- 「8. 返還督促」を重ねても返還されない（返還猶予中を除く）ときは、法律の定めに基づき、次の措置を執ります。
- (1) 回収業務委託
回収業務の一部を債権回収会社又は弁護士に委託します。
 - (2) 支払督促予告
回収業務を委託しても、なお返還されないときは、大学の顧問弁護士から期限を指定した支払督促予告をします。
 - (3) 支払督促
上記(2)で指定した期日を経過しても、なお返還されないときは、簡易裁判所に支払督促の申立てをします。
 - (4) 仮執行宣言付支払督促
支払督促をしてもなお返還されないときは、簡易裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立てをします。
 - (5) 強制執行
仮執行宣言付支払督促をしてもなお返還されないときは、地方裁判所に強制執行の手続きを執ります。

支払督促以降の手続きに要した費用は、奨学生本人又は連帯保証人の負担となります。

11. 返還の猶予

下表に記載している事由により、奨学金の返還が困難になった場合、「奨学金返還猶予願」(指定用紙)と事由に応じて指定している証明書を、学生部に提出(締切:毎年11月末日)することにより、奨学金の返還期日を猶予することがあります。

ただし、奨学金返還猶予願の有効期間は1年間としますので、2年以上猶予を願い出る場合は、1年ごとに提出してください。

事 由	証 明 書	発 行 者
(1)大学・大学院・専攻科に在学しているとき(専修学校を含む。)	在学証明書	在学学校
(2)傷病による長期療養中のとき	①診断書	医師・病院
	②医療費明細書	
	③市民税・県(府)民税課税証明書	市区町村役場
	④家庭状況書(指定用紙)	奨学生本人
(3)災害(火災・風水害・地震等)を受けたとき	①被災証明書	市区町村役場 消防署(火災)
	②市民税・県(府)民税課税証明書	市区町村役場
	③家庭状況書(指定用紙)	奨学生本人
(4)その他真にやむを得ない事由のとき	①生活保護受給証明書	社会福祉事務所
	②雇用保険受給資格証の写し	公共職業安定所
	③無職証明書又は職業証明	民生委員
	④無収入証明書又は生活困窮証明書	民生委員
	⑤その事実を明らかにする証明書	その事実を証明できる第三者
	⑥市民税・県(府)民税課税証明書	市区町村役場
	⑦家庭状況書(指定用紙)	奨学生本人

- 注 1. 事由欄の(1)については、文部科学省の認可を受けている学校とします。
2. 事由欄の(2)、(3)については、すべての証明書を添付してください。
3. 事由欄の(2)の②医療費明細書は、奨学金返還猶予願を提出する前年1年間又は最近1か月間に支払った医療費の自己負担分とします。ただし、保険組合等から一部負担金払戻金又は家族療養付加金等の給付される金額は除外してください。
4. 事由欄の(4)については、①から⑤までは該当する証明書とし、⑥及び⑦の証明書は必ず添付してください。
5. 事由欄の「市民税・県(府)民税課税証明書」は、前年の所得・扶養家族数等を対象とし、本人と生計を一にする家族全員(世帯内の納税義務者全員)について、証明を受けてください。

12. 返還の免除

奨学生本人が死亡又は心身障がい者のため、返還が困難になった場合、「奨学金返還免除願」（指定用紙）と事由に応じて指定している証明書を、学生部に提出することにより、奨学金の返還を免除することがあります。

事 由	証 明 書	発 行 者
(1)死亡したとき	①戸籍謄本	市区町村役場
	②家庭状況書（指定用紙）	相続人及び連帯保証人
	③市民税・県（府）民税課税証明書	市区町村役場
(2)心身障害により労働能力を喪失したとき	①身体障害者手帳の写し	市区町村役場
	②診断書	医師・病院
	③家庭状況書（指定用紙）	奨学生本人及び連帯保証人
	④市民税・県（府）民税課税証明書	市区町村役場

- 注 1. 事由欄(2)について、精神障害により労働能力を喪失したときは、事由欄(2)の②、③及び④の証明書を添付してください。
2. 証明書欄の「市民税・県（府）民税課税証明書」は、事由欄(1)は相続人及び連帯保証人、事由欄(2)は本人及び連帯保証人の証明書を添付してください。

13. 届出事項の変更

奨学生本人、連帯保証人及び保証人の身上等に変更があった場合は、下表のとおり変更に応じた願出又は届出（すべて指定用紙）を学生部に提出してください。

事 由	願・届出用紙
(1)割賦方法を変更するとき	割賦方法変更願
(2)振替返還の口座を変更するとき	①振替返還口座変更届 ②京都産業大学貸与奨学金 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
(3)奨学生本人の現住所・勤務先・氏名に変更があったとき	転居・勤務先変更・改氏名届
(4)連帯保証人の現住所・勤務先・氏名に変更があったとき	
(5)保証人の現住所・勤務先・氏名に変更があったとき	
(6)連帯保証人・保証人を変更するとき	連帯保証人・保証人変更届
(7)奨学金の返還猶予を願い出るとき	奨学金返還猶予願
(8)奨学金の返還免除を願い出るとき	奨学金返還免除願

注 願出、届出の用紙は次頁以降のとおりです。

願出・届出用紙は切取らず、コピーで作成の上提出のこと。

様式第1号

割 賦 方 法 変 更 願

平成 年 月 日

京都産業大学 理事長 殿

奨 学 生 番 号		フリガナ	
		氏 名	Ⓜ
※ 大 学 大学院		学 部 研究科	平成 年 月 ※ 卒業・修了 退学・除籍
現 住 所	〒 (-) TEL () -		

下記のとおり、奨学金の割賦方法を平成 年12月から月賦に変更していただきたく、
お願いいたします。

なお、割賦方法については、再度年賦に変更できないことを承諾いたします。

注：この願出は、変更を希望する年の11月末日までに、学生部に提出すること。

—— 大学記入欄 ——

書 類 受 理 日	平成	年	月	日
割 賦 方 法 変 更 日	平成	年	月	日
機 械 処 理 日	平成	年	月	日
返 還 明 細 書 発 送 日	平成	年	月	日

願出・届出用紙は切取らず、コピーで作成の上提出のこと。

様式第2号

振替返還口座変更届

平成 年 月 日

京都産業大学 理事長 殿

奨学生 番号		フリガナ	
		氏名	Ⓜ
※ 大学 大学院		学部 研究科	平成 年 月 ※ 卒業・修了 退学・除籍
現住所	〒 (-) TEL () -		

下記のとおり、奨学金の振替返還口座を変更していただきたく、お願いいたします。

記

希望する振替返還口座

口座名義人 (奨学生本人名義に限る)	フリガナ	
	漢字	

1. 三菱東京UFJ銀行京都支店又は京都中央信用金庫

銀行名 (いずれかを選択)	三菱東京UFJ銀行 京都支店 京都中央信用金庫 支店
預金種別	1. 普通 ・ 2. 当座
口座番号 (右づめ)	

2. ゆうちょ銀行

通帳記号				
口座番号 (右づめ)				

注：1. 希望する金融機関の番号に○印を付けること。

2. 銀行を希望する場合は、いずれかの金融機関の名称の前の空欄に○印を付けること。

3. この変更届を提出するときは、「京都産業大学貸与奨学金預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を併せて提出すること。

4. 口座の変更を確認できるまで、変更前の口座を解約しないこと。

願出・届出用紙は切取らず、コピーで作成の上提出のこと。

奨学金返還猶予願

平成 年 月 日

京都産業大学 理事長 殿

奨学生 番号		フリガナ	
		氏名	Ⓢ
※ 大学 大学院		学部 研究科	平成 年 月 ※ 卒業・修了 退学・除籍
現住所	〒 () TEL () -		

下記のとおり、奨学金の返還期日を猶予していただきたく、お願いいたします。

記

1. 希望する返還猶予期日

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

2. 事由 (具体的に記入すること)

注：1. ※印は、該当するものに○印を付けること。

2. 願い出るときは、「11. 返還の猶予」で指定している証明書を添付すること。

3. この願出は、返還猶予を希望する年の11月末日までに学生部に提出すること。

願出・届出用紙は切り取らず、コピーで作成の上提出のこと

連帯保証人・保証人変更届

平成 年 月 日

京都産業大学 理事長 殿

奨学生 番号		フリガナ	
		氏名	Ⓜ
※大学 大学院		学部 研究科	平成 年 月 ※卒業・修了 退学・除籍

下記の通り、※【連帯保証人・保証人】の変更を希望しますので、京都産業大学貸与奨学金返還規定に基づく義務を確認のうえ、お届けします。

記

1. 変更事由

--

2. ※【新連帯保証人・新保証人】

フリガナ		奨学生	生年	※ 昭和・平成
氏名	Ⓜ	との続柄	月日	年 月 日
フリガナ				
現住所	〒 (-) TEL () -			
勤務先	名称		部署名	
	所在地	〒 (-) TEL () -		

注：1. ※印は、該当するものに○印を付けること。

2. 新連帯保証人及び新保証人の印は実印を押印し、新連帯保証人は印鑑登録証明書を添付すること。

願出・届出用紙は切取らず、コピーで作成の上提出のこと。

家 庭 状 況 書

平成 年 月 日

京都産業大学 理事長 殿

奨学生本人氏名 ㊟
 相続人氏名 ㊟ (奨学生本人との続柄・)
 連帯保証人氏名 ㊟ (奨学生本人との続柄・)

家庭状況は、下記のとおり相違ございません。

	奨学生本人又は相続人				連帯保証人			
	氏名	続柄	年齢	職業	氏名	続柄	年齢	職業
家族構成		本人				本人		
資産状況	預貯金			円	預貯金			円
	有価証券			円	有価証券			円
	山林			a	山林			a
	農地			a	農地			a
	宅建			m ²	宅建			m ²
	家屋		戸	m ²	家屋		戸	m ²
生	前年1年間の所得金額			円	前年1年間の所得金額			円
	現在1か月当たりの平均収入額			円	現在1か月当たりの平均収入額			円
	現在1か月当たりの平均支出額			円	現在1か月当たりの平均支出額			円
生活状況	(1か月当たりの平均支出額内訳)				(1か月当たりの平均支出額内訳)			
	食費			円	食費			円
	住居費			円	住居費			円
	水光熱費			円	水光熱費			円
	その他			円	その他			円
況	事由・				事由・			
			
			
			

- 注：1. 「家族構成」欄は、本人と生計を共にしている家族全員を記入すること。
 2. 「生活状況」欄は、収入額及び支出額の実態と、返還が困難な事由を具体的に記入すること。

願出・届出用紙は切り取らず、コピーで作成の上提出のこと

転居・勤務先変更・改氏名届

平成 年 月 日

京都産業大学 理事長 殿

奨 学 生 番 号		フリガナ	
		氏 名	㊟
※ 大 学 大 学 院		学 部 研 究 科	平 成 年 月 ※ 卒 業 ・ 修 了 退 学 ・ 除 籍

下記の通り、※【本人・連帯保証人・保証人】の ※【住所・勤務先・氏名】を変更しましたので、お届けします。

記

転 居	フリガナ	
	新 住 所	〒 (-) TEL () -
	旧 住 所	

勤 務 先 変 更	新 勤 務 先 名		所 属 部 署	
	会 社 所 在 地	〒 (-) TEL () -		

改 氏 名	フリガナ		フリガナ	
	新 氏 名		旧 氏 名	

注： ※印は、該当するものに○印をつけること。

京都産業大学貸与奨学金返還規程（抜粋）

制 定 昭和63年4月1日

最近改正 平成24年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、奨学生に貸与した奨学金の返還に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 この規程は、次に掲げる貸与奨学金規程に適用する。

- (1) 京都産業大学貸与奨学金規程（従前の京都産業大学一般貸与奨学金規程を含む。）
- (2) 京都産業大学特別貸与奨学金規程（従前の京都産業大学入学時貸与奨学金規程を含む。）
- (3) 京都産業大学大学院貸与奨学金規程（従前の京都産業大学大学院一般貸与奨学金規程を含む。）
- (4) 京都産業大学大学院特別貸与奨学金規程
- (5) 京都産業大学課外活動奨励貸与奨学金規程

（奨学金返還審査委員会）

第3条 （略）

（返還手続）

第4条 奨学生又は奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ返還原票を提出し、在学中に貸与を受けた奨学金の返還手続をしなければならない。

- (1) 卒業するとき。
- (2) 修了又は期間満了により退学するとき。
- (3) 除籍又は退学により、学籍を失ったとき。

（変更の届出）

第5条 前条に規定する返還原票の提出後、記載事項に変更が生じたときは、その該当する転居・勤務先（変更）・改氏名届、連帯保証人変更届又は保証人変更届を提出しなければならない。

（返還期間等）

第6条 奨学金の返還は、年賦又は月賦のいずれかの割賦方法によるものとする。

- 2 前項に規定する割賦方法は、年賦から月賦に変更できるものとし、月賦から年賦に変更することはできないものとする。
- 3 奨学金の返還期間は、第4条各号のいずれかに該当した年から起算して、次に掲げる方法により算出する。ただし、返還未済額の一部又は全額の返還が可能なときは、繰り上げて返還することができる。
 - (1) 年賦返還の場合は、貸与年数に4を乗じて得られる年数とし、最高20年以内とする。
 - (2) 月賦返還の場合は、貸与年数に48（4×12か月）を乗じて得られる月数とし、最高240月以内とする。

- (3) 返還途中において、年賦から月賦に変更する場合は、未返還年数に12を乗じて得られる月数とする。
- 4 奨学金年賦の額又は月賦の額（以下「割賦額」という。）は、貸与を受けた奨学金の総額を返還期間で除して計算した額とし、年賦の額は1,000円単位、月賦の額は100円単位とする。なお、除した計算額でそれぞれに満たない額に相当する累計額は、最終の割賦額に加算するものとする。
- 5 第10条及び第11条に規定する返還の督促又は請求を行ったにもかかわらず奨学金返還猶予願を提出せず、割賦額の返還を著しく延滞したときは、前各項の規定にかかわらず、奨学金の返還未済額の全額を直ちに一括返還させることができる。
- 6 それぞれの貸与奨学金規程に規定する奨学生の資格を失ったときは、原則として、貸与額の全額を直ちに一括返還しなければならない。
- 7 奨学金の返還期日は、第4条に規定する事項に該当した日以降直近の12月26日を初回返還の返還期日とし、以後、年賦返還の場合は毎年12月26日、月賦返還の場合は毎月26日とする。ただし、前2項に規定する一括返還は、別に指定する。
- 8 奨学金の返還方法は、本学が指定した金融機関の奨学生であった者の口座から、本学の口座に振り替えるものとする。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

(返還通知)

第7条 奨学金の返還通知は、奨学生であった者に対し、完納するまで毎年返還金額、返還期日等を通知する。ただし、奨学生であった者の所在を知ることができないときは、その者の連帯保証人に対して通知するものとし、その者の連帯保証人の所在を知ることができないときは、その者の保証人に対して通知するものとする。

(返還猶予)

第8条 奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当し、奨学金返還猶予願（別表第1の添付書類を含む。）を当該割賦額の返還期日までに提出したときは、返還の期間を猶予することがある。

- (1) 大学、大学院又は専攻科等に在学しているとき。
 - (2) 災害又は傷病による長期療養のために返還が著しく困難となったとき。
 - (3) その他真にやむを得ない理由によって、返還が著しく困難となったとき。
- 2 奨学金の返還猶予期間は、次のとおりとする。
- (1) 前項第1号に該当するときは、その理由が継続する期間とする。
 - (2) 前項第2号又は第3号に該当するときは、1年以内とする。ただし、継続して猶予を願い出るときは、改めて奨学金返還猶予願を提出しなければならない。
- 3 返還の期間を猶予された者が指定期日に返還しないときは、返還猶予の決定を取り消すものとする。

(返還免除)

第9条 奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は心身障害による労働能力の喪失等によって奨学金の返還が困難となり、その者の連帯保証人又は奨学生若しくは奨学生であった者が奨学金返還免除願（別表第2の添付書類を含む。）を提出したときは、返還を免除することができる。

2 奨学金返還免除の額は、次のとおりとする。

- (1) 別表第2又は別表第3の第一級に掲げる程度の心身障害の状態となった者については、その奨学金の返還未済額の全額又は一部の額
- (2) 別表第3の第二級に掲げる程度の心身障害の状態となった者については、その奨学金の返還未済額の4分の3以内の額

(返還の督促)

第10条 奨学生であった者が、第6条第7項に規定する返還期日に割賦額の返還を延滞したときは、その者が延滞している割賦額、返還期日、その支払方法等を示し、督促する。

2 前項に規定する督促は、次の各号のいずれかに該当する場合はその者の連帯保証人に対して行うものとする。

- (1) 奨学生であった者の所在を調査しても知ることができないとき。
- (2) 前項に規定する督促を重ねても、奨学生であった者が割賦額を返還しないとき。
- (3) その他特別の事情があるとき。

(保証人に対する請求)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生であった者の保証人に対して、奨学生であった者が返還を延滞している割賦額、支払期日、その支払方法等を示して返還を請求するものとする。

- (1) 奨学生であった者及びその連帯保証人の所在を調査しても、知ることができないとき。
- (2) 前条に規定する督促を重ねても、奨学生であった者及びその連帯保証人が割賦額を返還しないとき。

(割賦額に対する延滞手数料)

第12条 奨学生であった者が割賦額の返還を延滞したときは、延滞手数料を徴することができる。

2 延滞手数料の額は、その延滞している割賦額に対し、返還期日を1年超えるごとに年5%の割合を乗じて計算した額とする。ただし、第8条の規定により奨学金返還猶予が認められた者に対しては、その割賦額に対する延滞手数料は徴しないものとする。

3 延滞手数料の請求は、前2条に規定する督促又は請求を行うときに併せて行うものとする。

(割賦額の返還の強制)

第13条 割賦額の返還を延滞している奨学生であった者又はその連帯保証人若しくは保証人(以下「奨学生であった者等」という。)が、第10条及び第11条に規定する督促又は請求を重ねても延滞している割賦額を返還しないとき、又はその他特別の必要があると認められるときは、民事訴訟法に定める手続により、返還未済額の全額の返還を確保するものとする。

2 前項に規定する手続を行っても、返還未済額の全額を確保することができないとき、又はその他特別の必要があると認められるときは、民事執行法その他の法令に定める手続により、返還未済額の全額の返還を確保するものとする。

3 前2項に規定する手続に要した費用は、奨学生であった者等の負担とする。

4 第1項及び第2項に規定する、返還未済額の全額の返還を確保するときは、前条に規定する延滞手数料及び前項に規定する手続費用を併せて確保するものとする。

5 第1項及び第2項に規定する手続は、顧問弁護士に委任することができる。

(回収業務の委託)

第14条 奨学生であった者の同意を得て、その者を使用する者に対し、奨学金の回収業務の一部を委託することができる。

2 奨学生であった者等が、第10条及び第11条に規定する督促又は請求を重ねても延滞している割賦額を返還しないときは、奨学金の回収業務の一部を債権回収会社又は弁護士に委託することができる。

(借用証書の返還)

第15条 奨学生であった者等が貸与を受けた奨学金を完納したときには、その者に貸与奨学金借用証書を返還するものとする。

(事務)

第16条 この奨学金の返還に関する事務は、学生部において行う。

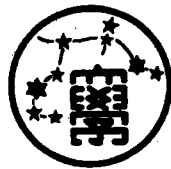
(改廃)

第17条 (略)

附 則 (略)

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。



連絡先 **京都産業大学 学生部**

〒603-8555 京都市北区上賀茂本山

TEL 075-705-1433 (直通)

FAX 075-705-1509